

## ★入札参加（工事請負）の取扱いについて

大阪市契約管財局の入札参加（工事請負関係）の取扱いの改正（平成 20 年 6 月 1 日実施）に伴い、当協会においても、工事請負の入札参加の取扱いを次のとおり変更します。

### ◆ 入札参加資格について

#### ★ 格付種目工事の格付について

建築工事、給排水衛生冷暖房工事、電気工事については、等級別格付（ランク）から、経営事項審査の総合評定値（P 点）に変更します。

なお、経営事項審査の取扱いについては、大阪市の「経営事項審査の改正に伴う取扱いについて（お知らせ）」と同様とします。

#### ★ 入札参加種目について

##### （１）格付種目工事

大阪市へ入札参加希望種目申請（以下「希望種目申請」という。）をし、承認された種目について入札に参加できます。希望種目申請し、承認を受けていない種目への入札には参加できません。

なお、希望種目申請で建築工事（A 建築工事）の承認を受けていない方で、平成 20 年 5 月 31 日現在、協会に建築工事で登録している方については、経過措置として平成 20 年 9 月 30 日までに開札される入札への参加を認めます。

##### （２）格付種目工事以外の工事

大阪市契約管財局において、「塗装工事」、「防水工事」、「防球ネットフェンス工事」、「建築工事（B プレバブ）」のいずれかの工事へ希望種目申請をした方は、当該工事の専業となります。

#### ★ 市内支店（市外）業者について

市内支店（市外）業者は予定価格 700 万円以下の工事の入札には参加できません。

なお、予定価格が 700 万円を超える工事について参加できる場合があります。

◆ 格付種目工事の受注制限について（事後審査型制限付一般競争入札）

- (1) 市内本店業者で平成 20 年 6 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日の間（以下「承認期間」という。）に開札される入札において、受注可能本数を 3 本に制限します。
- (2) 平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日の間に完成した工事のうち、格付種目工事及びプレハブ・解体工事において協会及び大阪市等発注請負工事成績評定に 65 点未満があったものは、その該当本数を承認期間中に開札される入札における受注可能本数から減します。
- (3) 市内本店業者で ISO 取得者は、承認期間中開札される入札において受注可能本数を 1 本拡大します。
- (4) 市内本店業者で平成 18・19 年度大阪市優良工事表彰受彰者は、受彰した当該本数をその受彰種目工事に限り承認期間中開札される入札において受注可能本数を拡大します。ただし、受彰工事が等級によらずに入札されたものは対象としません。
- (5) 予定価格が 250 万円超 700 万円以下の入札において適用します。

◆ 事後審査型制限付一般競争入札の参加の適用範囲

工 事 種 目	適 用 範 囲
建 築 工 事 電 気 工 事 給排水衛生冷暖房工事 電気通信工事	予定価格が 100 万円 を超えるもの

工 事 種 目	地 理 的 条 件
建 築 工 事 電 気 工 事 給排水衛生冷暖房工事	本店の所在地が大阪市内にあること
電気通信工事	な し

※100 万円以下の工事請負は、指名競争入札になります。

◆ 実施時期

平成 20 年 6 月 1 日以降開札される入札に適用します。

※予定価格は、すべて税込みです。